死亡診断書*1

(この文書は非法曹資格者による記述。各自で法曹資格者または法令を確認のこと)

https://l-hospitalier.github.io

2018. 4

【死亡診断書と死体検案書】医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合は医師法 20条 (無診察治療等の禁止)により死亡診断書を交付できない。「診察後 24 時間以内に死 亡した場合はこの限りでない」の但し書がある(死亡後診察で生前傷病に関連を確認す るのが望ましい)。 医師は自らの診療管理下にある患者が、**生前診療していた傷病に** <mark>関連</mark>して死亡したと認める場合は「**死亡診断書**」を、それ以外は「**死体検案書**」を交付。 死亡診断書(死体検案書)は**①人間の死亡を医学的・法律的に証明する ②**我が国の**死** 因統計作成の資料となる、もので国際的な評価を可能にするため ICD10 (International Statistical Classification of Disease and Related Health Problems) 分類を考慮して決め る。 法的には**医師法 19 条 2** (応召義務等) に「正当な事由なく・・診断書の交付を・・ 拒めない」と医師法 21条(異状死体の届出)に「死体または4か月以上の死産児に異 状あるとき・・・24 時間以内に警察署に届け出」がある。 【社会的意味】 死亡診断書 に記載の時刻に相続が発生するので、死亡時刻、死亡した場所、死因などが虚偽の場合 は刑法 160条(虚偽診断書等作成)「医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死 亡証書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する」で処 罰される。 「医師が死亡時刻を判定する」という面もあるが、社会常識的に(医療従 事者含む) 誰が見ても納得のいく時刻判定が必要*2。 医師の判断のみであれば刑法 160 条は存在意味がない。 家族の到着を待って家族とともに死亡確認をした時刻を記入す る医師がいるが、マニュアル*1には<mark>「死亡確認時刻」ではなく「死亡時刻」を記入</mark>(不 明場合は**不詳**あるいは推定死亡時刻)と記載されている(但し<mark>救急搬送中死亡に限り</mark>医 療機関で死亡確認を行い、時、分の後ろの余白に(確認)と付記)。 死亡診断書マニ ュアルは厚労省の役人の作文、無視するというドクター*3 も刑法無視はマズイ? (近 接した時刻の他の相続者の死亡などで)被相続者の死亡時刻次第で相続税の額が大幅に 変わる場合がある。 親と子がほぼ同時に亡くなる場合、子の死亡が先だと瀕死の親が 子の財産を相続し、累進課税で高額の相続税がかかり残された相続人が相続する遺産が 減る。<mark>【死亡の原因】</mark>(ア) 直接死因に「**急性呼吸不全**」がふさわしくないという例^{*4} が マニュアルにあるが、「**疾患の終末期の状態としての」「呼吸不全や心不全**」と区別が できれば統計分類上の問題はないので、心不全の場合は「うっ血性」や「虚血性」があ れば問題なさそう。「呼吸不全」もただ「呼吸停止」ではなく「気道閉塞による」とか 「中枢性」とか書けば OK? いずれにしても違法ではない (医政局発行のマニュアル は法ではない)ので虚偽でなければよい。 在米時(1978)シカゴで少年33人を殺した John Wayne Gacy は 1994 年薬物で処刑。 公表された Certificate of Death (Illinois 州 will 郡) は直接死因:①acute congestive heart failure(急性うっ血性心不全)②塩化カリウムの致死的 濃度の帰結 ③致死的注射の帰結 (sequence of lethal injection) 。「米国式論理的思考」? 「カ リウム静注、心停止で死亡」と考えるより「心停止で肺うっ血を起こして死亡」と考えるほう が論理的なのか? 刑執行の確認に個人情報の死亡診断書を公表するのも非日本的。

^{*1}厚労省医政局の死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル(http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/)。 *2千葉大中山恒明医師が死亡時刻の虚偽記載で有罪に? むかし某国立大で医局員が口裏を合わせる可能性があるとして、死亡時刻をずらせた診断書を書いた医局長が逮捕拘留。 *3「日付を変えるわけではないので、数時間ずらすのは問題ない」と言う若いドクターがいてびっくり。 *4 ICD10 には「急性呼吸不全」は J96.0n 分類 ID, 20058340 として収載。